

第 6 編

資料

I 事務日程

第25回参議院議員通常選挙 事務日程 【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

第25回参議院議員通常選挙 事務日程 【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

県の事務					
月日	曜日	公示日	投票日	公示日	投票日
1月9日	水	▲ 176	▲ 193	・政治活動用ポスターの掲示の制限について（法143(6)、(9) （任期末了前6月（1月28日）～選挙の期日まで）	
3月29日	金	▲ 97	▲ 114	県議会議員一般選挙告示日	
4月7日	日	火	▲ 88	▲ 105	県議会議員一般選挙告示日
4月10日	水	▲ 85	▲ 102	第4回選挙管理委員会（13:00～13:30） 【付議】政界放送を行うことができる一般放送事業者及び医療者ごとの放送回数について	選挙管理委員室
				【付議】ポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数について	
				【協議】投票用紙の様式及び規格について	
				【協議】選舉公報の様式及び規格について	
4月16日	火	▲ 79	▲ 96	任期満了前90日における審附の強化について（法199の2、199の5） (任期満了前90日（4月29日）～選挙の期日まで)	
4月14日	日	▲ 81	▲ 98	統一地方選（市）告示日	
4月16日	火	▲ 79	▲ 96	統一地方選（町）告示日	
4月21日	日	▲ 74	▲ 91	統一地方選（市町）選挙期日	
4月26日	金	▲ 69	▲ 86	【委員会告示（定例）】 ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び医療者ごとの放送回数	
4月27日（土）～5月6日（月）			10連休		
5月8日	水	▲ 57	▲ 74	第5回選挙管理委員会（13:30～14:30） 【全て協議】 ・選舉へ名簿登録基準日等について ・ポスターの掲示開始期日について ・線上投票区及び投票期日	選挙管理委員室
				・選舉長及び同職務代理者の選任について ・選舉分会長及び同職務代理者の選任について ・選挙会を行う場所及び日時について ・選挙分会を行う場所及び日時について	
				・参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名稱及び略称並びに日時について ・議員登録者の氏名の掲示等の選舉順序を定めるくじを行いう場所及び日時について	
				・選挙運動費支出し額について ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額について ・選挙へ名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と3分の1の数について（6月定期登録）	
5月9日	木	▲ 56	▲ 73	選挙運動費用支出し額について ・選挙へ名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と3分の1の数について（6月定期登録）	佐々町
5月20日	月	▲ 45	-62	・政見放送打合せ（13:30～15:00） ・投票用紙の原版作成（14:00～16:00）	県庁内会議室
5月23日	木	▲ 42	▲ 59	・市町選挙管理委員会委員長・書記長会議（13:30～16:00） ・都道府県選挙管理委員会委員長・書記長会議（10:00～12:00）	印刷所
5月24日	金	▲ 41	▲ 58	・都道府県選挙管理委員会委員長・書記長会議（13:30～16:00） ・在外投票用紙等の受領（9:00～17:00）	市町社会館 6F 総務省 書記室
5月27日	月	▲ 38	▲ 55	・投票用紙の印刷（9:00～17:00） ■開票速報オンラインシステム回線工事	印刷所 県庁内

県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	公示日	投票日	処理事項	備考
5月28日	火	▲ 37	▲ 54	投票用紙の裁断①・投票用紙の点字表示印①（9:00～17:00）	印刷所		
5月29日	水	▲ 36	▲ 53	投票用紙の裁断②・投票用紙の点字表示印②（9:00～17:00）	印刷所 県庁内会議室		
5月30日	木	▲ 35	▲ 52	投票用紙の搬入・点検（9:00～12:00） ・点字投票用紙等の仕分け			
5月31日	金	▲ 34	▲ 51	投票用紙等・在外投票用紙等の発送（6:30～7:45）・全市町到着	県庁内会議室		
6月1日	土	▲ 33	▲ 50	口頭登録（基準日6/1～登録日6/1又6/3）	〔6/4記者会見〕		
6月6日	木	▲ 28	▲ 45	■遠報オンラインシステム 機器設置・導通確認 ※県・市町 大C会議室 新潟公報館（鳥原市）	書記室		
6月10日	月	▲ 24	▲ 41	立候補予定者・秘党等説明会（13:30～17:30） 不在者投票指定施設説明会（14:00～15:30）	県議会議場（佐世保市）		
6月11日	火	▲ 23	▲ 40	不在者投票指定施設説明会（14:00～15:30）※県央地区	天海旅館（佐世保市）		
6月12日	水	▲ 22	▲ 39	（長崎大学における選舉講習）	長崎大学		
6月17日	月	▲ 17	▲ 34	第6回選挙管理委員会（第3回選挙関係事務執行規定の一部改正（選挙公報・氏名等掲示等） 〔付議〕臨時会議開催 ・不在者投票指定期間の減少	選挙管理委員室		
6月18日	火	▲ 16	▲ 33	〔報告〕ボスター掲示台設置数の減少	県議会開会		
6月19日	水	▲ 15	▲ 32	投票用紙等レク（11:00～12:00） ・付議）臨時会議開催	県政記者クラブ		
6月20日	木	▲ 14	▲ 31	■第1回投票登録リハーサル（オンライン） ・投票用紙の枚数確認（14:00～15:00）	書記室		
6月21日	金	▲ 13	▲ 30	■第2回公示日リハーサル（オンライン） ・表示版、横幅、腕章、ビラ証紙の納品 ・表示版、横幅、腕章、打合せ（14:00～15:00）	印刷所 県議会開会		
6月24日	月	▲ 10	▲ 27	・立候補届出書類の事前審査開始（～6月28日（金）） ・ビラ証紙の枚数確認（10:00～15:00）	書記室		
6月25日	火	▲ 9	▲ 26	・政見放送事前申込会 ・選挙公報の印刷・発送にかかる打合せ（14:00～15:00）	県議会開会		
6月27日	木	▲ 7	▲ 24	■第3回公示日リハーサル（オンライン） ・通常国会最終日【会期延長なし】 ・選挙期日の開票決定【臨時開票】	書記室		
6月26日	水	▲ 8	▲ 25	・名簿届出政党等掲示（10:30～11:00） ・立候補届出会場設置	県議会開会		
6月27日	木	▲ 7	▲ 24	・公營物資の箱詰め（10:30～11:00） ・選挙期日の開票決定【臨時開票】	大C会議室		
6月28日	金	▲ 6	▲ 23	・名簿届出政党等掲示（10:00～10:30） ・立候補届出会場設置	大BC会議室		
7月1日	月	▲ 3	▲ 20	【委員会告示（号外）】 ・選挙入名簿登録基準日等（法22(3)、令14(2)） ・投票用紙の様式及び規格	大BC会議室		
7月3日	水	▲ 1	▲ 18	【選挙入名簿登録基準連日・選挙期日】 ・投票用紙の様式及び規格	15時記者会見		
7月4日	木	0	▲ 17	◎公示日 【委員会告示】 ・選挙上投票区及び投票期日（法56、令46(1)） ・ボスター掲示台設置開始期日（法144(2)） ・投票用紙の様式及び規格	15時記者会見		
5月20日	月	▲ 45	-62	・選挙用紙打合せ（13:30～15:00） ・投票用紙の原版作成（14:00～16:00）	印刷所		
5月23日	木	▲ 42	▲ 59	・市町選挙管理委員会委員長・書記長会議（13:30～16:00） ・選挙会を行いう場所及び日時（法78）	市町社会館 6F		
5月24日	金	▲ 41	▲ 58	・都道府県選挙管理委員会委員長・書記長会議（10:00～12:00） ・選挙会を行いう場所及び日時（法78） ・選挙公報発行順序を定めるくじを行いう場所及び日時（法169(3)）	総務省 書記室		
5月27日	月	▲ 38	▲ 55	・投票用紙の印刷（9:00～17:00） ■開票速報オンラインシステム回線工事	印刷所 県庁内		

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月21日選舉期日】

7月4日公示日・7月21日選舉期日】

県の事務	月 日	公 示 日	投 神	処理事項	備考
	7月4日 木	0	▲ 17	・政県放送順序を定めるくじを行いう場所及び日時（実施規程14(1)） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における 名簿届出公報等の名稱等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び 日時（法17(3)、(5)） ・選舉運動在事業者及び労務者に対する審査並置の類及び報酬の額 (法19(2)(1)、(2)、令129) ・選舉人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数ほか（地自法14(ほか) 選舉運動費用支出制限額（法19(1)、196）	
				【選舉長告示】	
				・選舉立会人のくじを行いう場所及び日時（法76、62(6)） ・候補者届出書の受理（法86(1)）※ 以下、「立候補届出」と表記	
				【選舉分会長告示】	
				・選舉立会人のくじを行いう場所及び日時（法76、62(6)） ・選舉立会人のくじを行いう場所及び日時（法76、62(2)） ・選舉立会人のくじを行いう場所及び日時（法76、62(1)）	
				【選舉区・立候補届出受理等開設係務】	
				・立候補届出受理用紙（8:30～17:00）（法86(4)(1)、(2)） ・立候補届出受理の記者券表（10:15、15:15、17:15） ・立候補届出受理の報告（法86(4)(1)） ・立候補届出受理の通知（令92(9)、(1)） ・照会	
				・連報（総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ） ・公費物資（法14(5)、県規8(ほか)）、 証明書等（法14(9)、規則20(1)ほか）、 選舉事務所の設置・異動届の受付開始（法130(2)、令108） ・選舉責任者の選任・異動届の受け開始（法130(3)、182） ・選舉運動事務員等届出書の受け開始（法19(7)25、令129(8)） ・選舉立会人届の受け開始（選挙期日前33日まで）（法76、62(1)） ・選舉公報登録申請の期限（翌日17時）（法168(1)） ・選舉公宮にかかる契約締結の届出等の受け開始（法141(7)、県規17(ほか) ・政見放送申込みの期限（法15(1)、実施規程5(4)） ・政県放送及び経営放送順序を定めるくじの実施（実施規程14(1)） ・政見放送の日時の通知（実施規程14(3)） ・政見放送収録（神奈候補のみ、他の候補者はビデオ待ち込み。） ・点字名簿（選挙区）の発注 ・立候補辞退届出の期限（17時）（法86(4)(4)） ・県選管ホームページに候補者情報を掲載	
				【比例代表議席開設事務】	
				・名簿届出公報等の通知受理、市町・地方書記室への通知（令92(8)、(5)） ・選舉立会人届の受け開始（選挙期日前33日まで）（法76、62(1)） ・選舉事務所の設置・異動届の受け開始（法130(2)、令108） ・比例選舉公報原稿データを経営からメール受信（印刷所へ送付（公示日受理分） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における 名簿届出公報等の名稱等の掲載順序を定めるくじの実施 (法17(3)、(5)、黒規3(1))	
				【比例代表議席開設事務】	
				・名簿届出公報等の通知受理、市町・地方書記室への通知（令92(8)、(5)） ・選舉立会人届の受け開始（選挙期日前33日まで）（法76、62(1)） ・選舉事務所の設置・異動届の受け開始（法130(2)、令108） ・比例選舉公報原稿データを経営からメール受信（印刷所へ送付（公示日受理分） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における 名簿届出公報等の名稱等の掲載順序を定めるくじの実施 (法17(3)、(5)、黒規3(1))	
				NHK	
				印刷所 作成者	
				10:30頃	
				17:30	
				18:30	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月21日選舉期日】

[7]

月日		曜日	公示 投票 日	投票 日	处理事項	備考
7月4日	木	0	▲ 17	・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の選舉内容の送付（法175(3)） ・点字名簿（比例）の発注 ・選管ホームページに名簿届出政党等の情報掲載 （総務省ホームページへリンク）	作成者	
7月5日	金	1	▲ 16	・確認団体の通知受理（法201の6④）・市町、地方書記室通知 ・公設説明会開催用印立札等の表示交付開始（法201の11②、令179の5） ・選管説明会開催用印立札等の表示交付開始（法201の11⑧、県規74） ・選管選舉公報掲載申請の期限（17時）（法168(1)） ・比例選舉公報掲載データを総務省からメール受信・印刷所へ送付（最終） ・選管選舉公報掲載申請件数及び掲載ページ等の通知と受理 ・比例代表・選管公報掲載申請件数を定めるくじの実施（法168(5)） ・比例選管公報掲載データを総務省から受信・印刷所持込（最終） ・選管選舉公報版下及びフィルム作成、検査（21:00～24:00） ・投票所における名簿届出政党等の名称等掲示の印刷開始 ・投票所における名簿届出会場の整備 ・印刷所	18:00 19:30 印刷所 印刷所 印刷所 大BC会議室 印刷所	
7月6日	土	2	▲ 15	・選管公報印刷・市町への発送 ・県選管HPに選舉公報データを掲載	印刷所	
7月7日	日	3	▲ 14	・選管公報印刷・市町への発送	印刷所	
7月8日	月	4	▲ 13	・選管公報・市町への発送（折込センターフィルム） ・選管公報の市町への到着完了（～10:00） 口頭日前投票者数速報受理（1回目）（～10:00）	印刷所 印刷所	
7月9日	火	5	▲ 12	・大学構内における警戒（長崎県立大学）	12:00 記者発表	
7月10日	水	6	▲ 11	・点字名簿市町への発送開始 ・大学構内における啓発（長崎県立大学佐世保校） ・県議会開会		
7月11日	木	7	▲ 10	・比例代表各選区出陣画出期限（法86の4⑧） ・比例代差額取下期限（法86の4⑧） ■第2回投票選舉速報リハーサル（オンライン）※県・市町	12:00 記者発表	
7月12日	金	8	▲ 9	・点字名簿の市町への到着完了（選管公報点字・音声・拡大文字版）発送開始 ・投票所における名簿届出政党等名稱等掲示の市町への到着完了（選管事務担当者研修会（注意参加））	大C会議室	
7月15日	月	11	▲ 6	・口頭日前投票者数速報受理（2回目）（～10:00） ・施設券バレード（長崎市内実施分）（13:00～）		
7月16日	火	12	▲ 5	■投票選舉速報AV回線工事	書記室	
7月17日	水	13	▲ 4	・県選管職員の期日前投票（9:15～） ・大学構内における啓發（長崎大学）	長崎市	
7月18日	木	14	▲ 3	・選管選舉公報充立候補届出期限（法86の4⑤） ■第3回投票選舉速報リハーサル（オンライン）※県・市町 ・街頭啓發（長崎市内実施分）幹橋 ・選立会入選出期限（法16、62(1)） ・選立会人のくじの実施、選任、通知（法76、62(2)） ・投票選舉速報リハーサル（18:00～）※県のみ		
7月19日	金	15	▲ 2	・選管公報各世帯配布期限（法170(1)） ・施設券発行・長崎市内実施部分（事務部 ・施設券発行・長崎市内実施部分（事務部 ・施設券発行・長崎市内実施部分（事務部		

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月21日選舉期日】

県の事務					
月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月20日	土	16	▲ 1	⑥線上投票区投票日 (法66) ・街頭啓発 (長崎市内実施分) 鉄橋 ・期日前投票及び不在者投票最終日	
7月20日	土	16	▲ 1	選舉運動最終日 (法129) ・選舉期日前投票者数速報受付 (3回目) (~10:00)	12:00 記者発表 翌日10:00 記者会見 会社室・次席 記者発表
7月21日	日	17	0	⑤選舉期日【投票開票日】 ・選舉事務所廻り届の受付 ・口選当日有権者数記者発表 (10:00) ・口選当日有権者数速報受付 (最終) (~10:00) ・口選期日前投票者数速報受付 (最終) (~10:00) ・口選投票率受付・記者発表 ・投票結果速報・開票状況中間・結果速報 (~7/21午前)	10:00 記者発表 12:00 記者発表 随時 記者発表 隨時 記者発表
7月22日	月	18	1	・投票結果の文書検収 (法66(3)、令74、要領) ・年齢別投票者数 (18歳・19歳・抽出) 速報 ※対象団体のみ	321会議室
7月23日	火	19	2	・投票結果の文書検収 (法66(3)、令74、要領)	321会議室
7月24日	水	20	3	・選舉区選舉会 (法80) (9:30~) ・比例代表選挙分会 (法80) (10:30~) ・選舉管理委員会あての選舉区当選への決定報告の作成 (法101の3(1)) ・第7回選舉管理委員会 (13:00~13:30) ・当選の告知 (法101の3(2)) ・当選証書交付式 (法105(1)) (14:00~) ・当選人の住所及び氏名の公示 (法101の3(2))	321会議室 321会議室 321会議室 選舉管理委員室 特別応接室 特別応接室
7月25日	木	21	4	・選舉区選舉の当選人に関する報告 (総務大臣あて) (法108(1)) ・比例代表の選挙分会報告 (選挙長あて) (法81(1))	総務省 総務省
8月5日	月	32	15	・選舉運動用吸支報告書 (第4回目) 提出期限 (法189(1))	
8月20日	火	47	30	・選舉の効力に関する訴訟提起期限 (法204)	
8月23日	金	50	33	・当選の効力に關する訴訟提起期限 (法208)	
8月26日	月	53	36	・供託証明書返還開始 (訴訟提起がない場合) (法93、令93)	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月2・1日選挙期日】

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月2・1日選挙期日】

市町の事務	月 日	公 示 日	投 票 日	處理事項	備考
各種準備				1. 開票区の分割協議（法182） 2. 投票区の見直し（投票区の告示）（法172、③） 3. 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選舉関係物資の整備 4. バスター掲示場	※選挙期日の公示前に準備・処理する主な事務 【付議】政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について 掲示場設置図面の作成（令111の2、要領） 掲示場の設置（公示前2日まで）（法144の2、県規28） 掲示場設置場所の告示（設置後直ちに）（法144の2(4)） 立候補予定者等へのバスター掲示場設置図面の交付 （公示日前5日以降、希望者のみ候補者ごとに部以内）（令111の2、要領） 5. 候補者説明会（公営施設使用） 施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認（法161③、令121） 指定施設の県委員会への報告（法161③） 公営施設管理者からの行事等使用予定表等徵収、使用予定表の作成（令118） 施設利用に関する定めの承認、会場使用料の公表（令119②、121） 6. 選挙人名簿 登録の移替えを行わない期間の決定・広報（告示）（令171ただし書き） （登録の移替えの留保可能期間（5月29日～選挙期日）） 選挙人名簿の総覧場所の決定（法232） 選挙人名簿の整理及び抄本の作成（法19④、27） 選挙人名簿 登録事務の迅速化（公示日～選挙期日は登録ができない。）（法30の6(2)）
各種準備				7. 在外選挙人名簿	登録上げ内申（該当市町）（法56、令46） 投票期日の締上げ・締下げる届出（該当市町）（法40①ただし書き） 投票時刻の締上げ・締下げる届出の決定（法38、令27） 投票立会人の選任（内定）（法37、令24） 投票立会人の選任（内定）（法39） 不在者投票にかかる指定投票区等の決定（法37⑦） 各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成 選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定（法175③、県規53③） 投票所入場券の作成（準備）（令31） 転出（予定）者に対する案内通知の作成（準備）
各種準備				8. 投票管理	投票所の設置場所の決定（法41） 投票立会人の選任（内定）（法38、令27） 投票立会人の選任（内定）（法39） 不在者投票にかかる指定投票区等の決定（法37⑦） 各投票所の設備の決定、備品等の調達及び配送計画作成 選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定（法175③、県規53③） 投票所入場券の作成（準備）（令31） 転出（予定）者に対する案内通知の作成（準備）
各種準備				9. 期日前投票管理	期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 投票箱、投票録、封印された鏡、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定 投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任（内定） 及び内定者等への事務手続き（通知） 詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 投票箱、投票録、宣誓書記載台、投票記載台などの準備 不在者投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討
各種準備				10. 不在者投票	不在者投票用紙等の交付場所の決定（該当市町）（令55②） 不在者投票用紙等の交付

市町の事務

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月2・1日選挙期日】

市町の事務

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月2・1日選挙期日】

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
[7月4日公示日・7月21日選舉期日]

第25回參議院議員通常選舉 事務日程
〔7月4日公示日：7月21日擇舉期日〕

日付	月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
11月4日の手帳	7月4日	木	0	▲ 17	<p>○在外選舉人が投票を行う期日前投票所指定の告示（令65の13ほか）</p> <p>○不在者投票用紙等の交付場所の告示</p> <p>○開票管理者、同隸務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法61②、令68）</p> <p>○開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法62⑥）</p> <p>○開票の場所及び日時の告示（法64）</p> <p>・投票立会人の選任及び通知（本人及び投票管理責任者）（法38①、令27）</p> <p>・期日前投票所の投票立会人選任及び通知（本人及び投票管理責任者）（法48の②、38①、令49の7、27）</p> <p>・投票所入場券の交付開始（令31）</p> <p>・選舉区候補者氏名等の通知受理（令92⑨、①）</p> <p>及び候補者氏名等の投票管理責任者、開票管理者への通知（令92⑨、②）</p> <p>・比例代表名簿届出政党等の名稱等の通知受理（令92⑥）</p> <p>及び名簿届出政党等の名稱等の投票管理責任者、開票管理者への通知（令92⑧、②）</p> <p>・諸届受理</p> <p>選舉事務所設置局の受付開始（法130②、令108）</p> <p>開票立会届出の受付開始（選舉期日前3日まで）（法62、令69）</p> <p>公官施設使用の個人演説会開催申出事の受付開始（法163、令112①）</p> <p>・投票所、期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における選舉区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤）</p> <p>・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名稱等の掲載順序の通知受理（法175、県規53②）</p> <p>・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）に掲示する選舉区候補者氏名等・比例代表名簿届出政党等の名稱等の氏名等掲示の作成（法175⑤）</p> <p>・期日前投票所及び不在者投票所の準備完了</p> <p>【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】（法37⑦）</p> <p>○指定投票区及び指定開票係投票区の告示（あらかじめ）（令26②）</p> <p>・指定投票区及び指定開票係投票区の県選管への報告（あらかじめ）（令26②）</p> <p>【投票期日の繰上げ、投票所開閉時刻の特例該当市町】</p> <p>・繰上投票期日の県選管からの通知受理（あらかじめ）（令46①）</p> <p>及び投票管理責任者、開票管理者への通知（令46②）</p> <p>○投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げる）の告示（法40②）</p> <p>・投票管理責任者への通知（法40②）</p> <p>・県選管への届出（あらかじめ）（法40②）</p> <p>【期日前投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げる）】</p> <p>○期日前投票所及び不在者投票記載場所における選舉区候補者氏名等掲示・及び投票管理責任者の名稱等掲示（法48の2③、40②）</p>	
7月5日	金	1	▲ 16	1	<p>・期日前投票所の開始（法48の2①）</p> <p>・不在者投票の開始（法49）</p>	
7月6日	土	2	▲ 15	2	<p>・公官施設使用の個人演説会等の開催開始（法161）</p> <p>・選舉公報の受領（法170①ほか）（7月6日～7月8日）</p>	
7月8日	月	4	▲ 13	4	<p>・期日前投票所の開始（法48の2①）</p>	

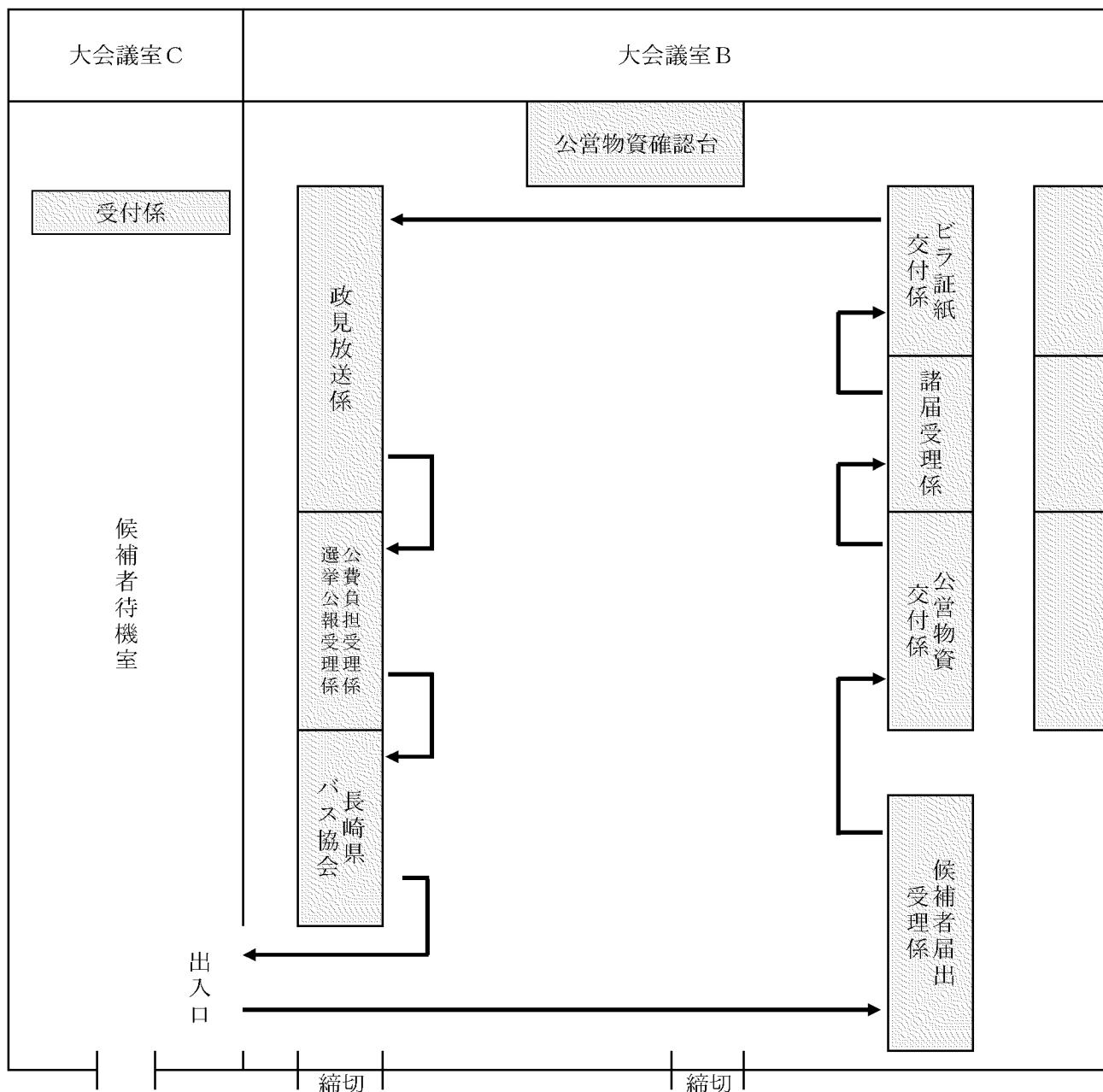
第25回参議院議員通常選挙事務日程 〔7月4日公示日：7月21日選舉期日〕

第25回參議院議員通常選舉 事務日程
〔7月4日公示日：7月21日擇舉期日〕

日付	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月11日	木	7	▲ 10	■第2回投票選舉報紙リハーサル（オンライン）	
7月12日	金	8	▲ 9	・投票所における比例代表名簿届出政党等の名称等掲示の受領 ・点字名簿の受領（7/11～7/12）	
7月15日	月	11	▲ 6	□期日前投票者数速報（2回目）（～10:00）	・選舉のお知らせ（点字・音声版等）」の受領（～7月17日頃）
7月16日	火	12	▲ 5	○投票所の告示期限（法41①）	
7月17日	水	13	▲ 4	・郵便等不在者投票にかかる投票用紙等請求期限（17時まで） (法49、令56の4①) ・在外選舉の郵便投票に使用する投票用紙等の請求期限（17時まで） (令65の11①)	
7月18日	木	14	▲ 3	■第3回投票選舉報紙リハーサル（オンライン） (・投票立会人の選任・通知期限（法38①、令27）) ・特定国外派遣の不在者投票にかかる投票用紙等請求期限 (17時まで)（法49、令59の5④）	【開票立会人届出期限】 ・開票立会人のくじの実施（法62②、④） ・3人に満たない場合の選任・本人への通知（法62⑧） ・開票立会人にかかる選票管理者への通知（令70の22） 【▲補充立候補届出期限】（17時まで）（法85⑥4⑧） ・（補充立候補があつた場合）選舉当日の投票記載所に掲示する候補者 氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施（法175③）（ただし書き）
7月19日	金	15	▲ 2	・選舉公報の各会員登記期限（法170①）	17:00以降
7月20日	土	16	▲ 1	○候補上投票区投票日（法156） □期日前投票者数速報（3回目）（～10:00） ・期日前投票及び不在者投票最終日（法48の2ほか） ・選舉人名簿抄本の投票管理者への送付（令28） ・投票所入場券配布完了（令31） ・投票所・開票所の準備完了 □選舉当日有権者数速報（～22:00） □候補上投票区投票結果速報	
7月21日	日	17	0	①選舉期日 ・投票所から300m以内の選舉事務所の閉鎖（法132） 及び選舉事務所廃止届の受付	
7月22日	月	18	1	・投票結果の文書検収（法66③、令74、要領）（海区投票用紙等の受領）	・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認（法175①） ・不在者投票及び不在者投票調書の送致（令60②、61②） □期日前投票結果等速報
7月23日	火	19	2	・投票結果報告等（要領） ・郵便経路等の説明	・選舉結果報告等（要領） ・郵便投票用紙等の受領

II 立候補

参議院長崎県選挙区選出議員選挙
立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図



候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。
(受付は、午前8時から行います。)
2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。
 - (1) 受理は、午前8時30分から開始します。
 - (2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。
【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。
 - (3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。
 - ① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。
 - ② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。
【ご注意】立候補届受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。
(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。
その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。)
 - (4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。
【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。（（3）と同様）

3. 各係の事務内容のご案内

- (1) 候補者届出受理係
立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。
- (2) 公営物資交付係
公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された「候補者届出書受理票」を提出してください。
- (3) 諸届受理係
諸届（「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務員等届」及び「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」）を提出してください。
- (4) ビラ証紙交付係
選挙運動用ビラ証紙の交付申出を行った場合、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。
- (5) 政見放送受理係
「政見放送申込書」及び「経歴放送用の候補者経歴書」を提出してください。
(事前の申込みをされた方は不要です。)
- (6) 選挙公報受理係
選挙公報の掲載申請を行ってください。
- (7) 公費負担受理係
選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 令和元年7月5日（金）午後6時
選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施場所 長崎県選挙管理委員会書記室

III 1 速報
記者発表要領

1 発表の種類及び内容等

【7月4日（木）公示、7月21日（日）選挙期日の場合】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表时刻 月 日 時 間	発表の内容
	月 日	時 間			
1 選挙人名簿登録者数 (選挙区)	7月3日（水） (公示日の前日)	集計完了次第 (15時頃)	市町別、男女別の選挙人名簿登録者総数及び前回、国内、在外)	参発-1号 【k-#】 [HP]	22時30分介して 市町別、候補者別の得票数及び 開票進捗率を第一回目ごとに 開票結果を各市町の中間に有 する。
2 立候補受理状況 (選挙区)	7月4日（木） (公示日)	10時15分 15時15分 17時15分	立候補者一覧表 (届出受理番号、受理時刻、届出の 別、氏名、性別、一のアバウト等 のアドレス、本籍、住所、生年月日、 年齢、党派、職業、新規元の別)	参発-2号 【k-#】	23時を第一回 月として1時 間ごとに開票結果を 市町別、名簿届出政党等別、候補者別 (特定枠含む)の得票数、有効投票 数、無効投票数、投票総数及び投票者 総数を各市町の候補結果のみ 示す。
3 期日前投票者数 (選挙区)	【第1回目】 7月8日（月） (選挙期日の前日)	12時	市町別に7月7日（日）現在の期日前 投票者数及び投票率(対選挙人名簿登 録者数比)	参発一期日前 【k-#】 【HP】	※CSVファイルは、市町単位及び県集計
	【第2回目】 7月15日（月） (選挙期日の前日)	12時	市町別に7月14日（日）現在の期日前 投票者数及び投票率(対選挙人名簿登 録者数比)		
	【第3回目】 7月20日（土） (選挙期日の前日)	12時	市町別に7月19日（金）現在の期日前 投票者数及び投票率(対選挙人名簿登 録者数比)		
【最 終】	7月21日（日） (選挙期日)	12時	市町別に期日前投票者数(最終)及 び投票率(対当日前投票者数比)	参発-3号 【k-#】	
4 線上投票区投票結果 (選挙区)	7月20日（土） (選挙期日の前日)	集計完了次第 (23時30分申し込み)	線上投票区別に男女別の選挙当日有権 者数、該当市町別に投票者数、投票率 及び前回投票率	参発-4号 【k-#】 【HP】	
5 選挙当日有権者数 (選挙区)	7月21日（日） (選挙期日)	10時	市町別、男女別の選挙当日有権者数 (国内+在外、国内、在外)	参発-5号 【k-#】 【HP】	
6 推定投票率 (選挙区)	7月21日（日） (選挙期日)	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 19時30分現在 50分後	市町別、男女別の推定投票率 同時に推定投票率	参発-5号 【k-#】 【HP】	
7 投票結果 (選挙区・比例代表)	7月21日（日） (選挙期日)	集計完了次第 (23時過ぎ)	市町別、男女別の選挙当日有権者数、 投票者数、投票率及び前回投票率と の差(国内+在外、国内、在外)	選挙区・様式1 比例・様式1-1, 2, 1-3 【k-#】 [HP]	

発表の種類	発表时刻 月 日 時 間	発表の内容
8 開票状況（県中間）	7月21日（日） (選挙期日～)	<開票状況> 市町別、候補者別の得票数及び 開票進捗率を第一回目ごとに 開票結果を各市町の中間に有 する。
【選挙区】		
9 開票状況（県確定）	7月21日（日） (選挙期日～)	<開票結果> 市町別、候補者別の得票数、有効投票 数、無効投票数、投票総数及び投票者 総数を各市町の候補結果のみ 示す。
【比例代表】		
※ 【k-#】 : 電子メールによる資料提供	【11P】	【k-#】 [HP]
2 発表の方法		
各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2と4を除く1～9については、県運管ホームページ(http://www.pref.nagasaki.jp/senkyo/)にも掲載します。		
上記「発表の種類」	1. 3. 4. 5. 6 2 7. 8. 9	エクセルファイル PDFファイル エクセルファイル及びCSVファイル
【各社指定のEメールアドレスについて】		
各社指定のEメールアドレス（2つまで）について、下記により報告をお願いします。		
(1) 各社指定のEメールアドレス（2つ指定する場合はそれぞれのEメールアドレス）から、下記 Eメールアドレスあてに6月24日（月）17時までにメールを送信してください。 なお、メール送信の際は、必ずメールの本文に次の①～④を明記してください。 ① 送信先の名称等（例えば「〇〇新聞社〇〇課」のように具体的に記入） ② 指定者氏名 ③ 連絡先電話番号 ④ FAX番号（メール不通の場合のFAX送信先）		
【送信先Eメールアドレス】		
(2) (1)のメール受信を確認しましたら、受信確認のメールを返信いたします。		
(3) 6月28日（金）午後に1回目のメール送信テストを行いますので、受信を確認（添付ファイルが 開くかどうかを確認）次第、受信確認のメール（社名・担当者名を明記）の返信をお願いします。		
※記者発表は、このEメールアドレスから送信します。		

3 参考資料（市町ごとの個票）の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	備考	様式
1 個票 結果 （市町中間） 【選挙区】	市町の選挙区の開票状況（中間）速報の個票 くチェックリストへの写し 【県選管への報告：概ね50%開票時点】 ※ただし、長崎市及び佐世保市については以下のとおり。	A4サイズ 【A4】	<データ形式> 様式A <PDF>
2 個票 結果 （市町確定） 【選挙区】	市町の選挙区の開票結果(確定) 速報の個票 くチェックリストへの写し 【県選管への報告：開票結果判明次第】	A4サイズ 【A4】	<データ形式> 様式B 1~2 <PDF>
3 個票 結果 （市町確定） 【比例代表】	市町の比例代表の開票結果(確定) 速報の個票 くチェックリストへの写し 【県選管への報告：開票結果判明次第】	A4サイズ 【A4】	<データ形式> 様式C 1~2 <PDF>

○開票結果速報時刻（予定）長崎市・佐世保市選管→県選管

市名	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30
長崎市	—	30%	70%	90%	95%
佐世保市	5%	10%	50%	90%	100%

4 その他

- (1) 県選管開票速報本部（投票速報集計会場）の設置場所：県庁4階市町村課
- (2) この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。
 - ① 各報道機関は、取材に当たって各市町選挙管理委員会の投票事務に支障のないようご留意ください。
 - ② 投票集計会場へは、選舉期日は立ち入らないでください。
 - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、全て幹事会を通じて行います。
 - ④ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。
県選管委員会書記室 総括書記長補佐 櫻間 秀道

2 速報実施要領

第25回参議院議員通常選挙における投票開票結果等の速報について、市町選挙管理委員会が行う事務について、この要領に定めます。

1. 速報実施方法

■メールによる報告

○下記の「2. 速報の種類及び速報時刻等」における「(1)選挙人名簿登録者数」から「(8)推定投票率」にかかる速報については、全市町とも、直接、当委員会へメールにより報告してください。

■オンラインシステムおよびFAXによる報告

○「(9)投票結果」、「(10)開票状況(中間)・開票結果」及び「(11)開票結果」については、投開票オンラインシステムによる報告を行い、あわせて下記もFAX送付してください。

★オンラインシステムによる報告にあわせてFAX送付するもの

①投開票オンラインシステムから出力したチエックリスト

(選挙区投票結果、比例代表投票結果、選挙区開票状況、選挙区開票結果、選挙区開票結果投票総数、比例代表開票結果、投票総数)

②(按分票がある場合に限る)

(1)選挙区選挙→「参考-6号 付表 (按分票の計算基礎調)」
 (2)比例代表選挙→「開票録の写し (有効投票の内訳 (別紙1・別紙2))」
 ※ただし、(2)の「開票録の写し (有効投票の内訳 (別紙1・2))」については、確認を希望する場合のみ、「3. 比例代表選挙における按分結果の確認」を参照してください。

2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時 月 日	時 刻	対象市町	留 意 事 項	報告様式
(4) 期日前投票 投票者 数 (第3回目) 【選挙区】	7月20日(土) (選挙期日の前日)	10:00までに	全 市 町	○7月19日までの投票者 数の累計報告 ○在外期日前を含む。 ○全投票区分をまとめ て報告 ○期日前投票者数を含 み、指定閑係投票区以外 の投票区にあつては、不在者投票者数を 含む。	参受-1号前 <メール>
(5) 線上投票区 投票結果 【選挙区】	7月20日(土) (選挙期日の前日)	投票結果が判明 次第直ちに	全 市 町	○線上投票区 を有する市 町	参受-2号 <メール>
(6) 選挙期日 投票者 数 【選挙区】	7月20日(土) (選挙期日の前日)	22:00までに	全 市 町	○線上投票区の有権 者数及び在外選挙人を 含む。	参受-3号 <メール>
(7) 期日前投票 投票者 数 【最終】 【選挙区】	7月21日(日) (選挙期日)	10:00までに	全 市 町	○期日前投票者総数 を報告	参受-4号 <メール>
(8) 推定投票率 【選挙区】	7月21日(日) (選挙期日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在 19:30現在	全 市 町	○投票率は、小数点以下 第3位を四捨五入し、 第2位まで算出。 ○次の事項に留意する こと ・当日投票所における 投票者数で算出 ・選挙当日有権者数は 「国内」を用いる。 ・期日前投票及び不在者 投票者数は含めない。 ・在外選挙人の各種投 票者数を含めない。 をそれぞれ 20分後までに	参受-1号前 <メール>
(9) 投票結果 【選挙区】 【比例代表】	7月21日(日) (選挙期日)	投票結果が判明 次第直ちに	全 市 町	○期日前投票者、不在者 投票者、線上投票者及 び在外投票者の脱落 や二重計上がないよ う注意する。 ○在外不在者投票・洋上投 票・国外不在者投票な ど頻度が少ないもの は要注意	①オンラインによる報告 ②チャックリストをFAX

- (4) 県選管への連報後、その内容について報道機関へ市町選管において任意に発表することは差し支えありません。ただし、報道機関向けの資料は、県選管へFAX送付した「チェックリスト」としてください。
- (5) 待機解除については、原則、県選管から各市町選管への電話連絡は行わず、県選管がホームページにおいて開票状況（結果）を公表し、それを各市町選管が確認した時点とします。
- ただし、先の調査において待機解除の電話連絡が必要と報告があった市町選管並びに県選管がホームページで開票状況（結果）を公表するまでは、長時間待機することになる市町選管については、県選管から待機解除の電話連絡を行います。
- 【注】待機解除後も全国の開票結果が出るまでは、緊急連絡をする場合もあるので、緊急連絡先の携帯電話は、電源を切らずに連絡がとれる状態にしておいてください。
- また、オンラインシステムの機器等も撤去せずに、そのままの状態にしておいてください。
5. FAX番号
- 上記「連報の種類」(9)～(11)の報告にかかるFAX番号については、別途通知します。
6. オンラインが不通となつた場合のFAXによる報告について
- オンラインにより報告を行うものについて、万が一、オンラインが不通となつた場合は、県選管委員会で代行入力を行いますので、次の様式をFAXすることにより速報を行つください。
- | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------|--|---|-------|-----------------|-----------|
| (10)
・開票状況
(中間) | 7月21日(日)
～
7月22日(月) | 【中間】
【長崎市及び佐世保市以外の市町】

開票進捗率が概ね20%のとき | 全 市 町
○各候補者の得票数は報告時現在の累計数は(1)オンラインによる報告
2)チケットをFAX
按分票がある場合
3)参受-6号付表 | 対象市町 | 留 意 事 項 | 報告様式 |
| ・開票結果
(確定)
【選挙区】 | (選挙期日)
～
(選挙期日の翌日) | 【長崎市】
23:00から30分ごとに

【佐世保市】
22:30から30分ごとに | | | | |
| | | | <確定>
開票結果が判明
次第直ちに | | | |
| (11)
・開票結果
(確定)
【比例代表】 | 7月21日(日)
～
7月22日(月) | 【確定のみ】
【全市町】
開票結果が判明
次第直ちに

※比例代表は、
中間報告の必要
はありません。 | ①オンラインによる報告
②チケットをFAX
按分票がある場合
3)開票録の写し
下記3を参照 | 全 市 町 | 選 挙 区 投 票 結 果 | (参受-5号の1) |
| | (選挙期日)
～
(選挙期日の翌日) | | | | (2) 比例代表投票結果 | (参受-5号の2) |
| | | | | | (3) 選挙区開票状況(中間) | (参受-6号) |
| | | | | | (4) 選挙区開票結果 | … (参受-6号) |
3. 比例代表選挙における県選管による按分票の確認（任意制）
- 比例代表選挙における按分計算は非常に複雑であることから、希望する団体に限り、県選管において開票録の一部の確認を行います。当該確認の希望については、別途照会します。
- ①開票録—(1)有効投票の内訳—同条第3項の同一の参議院名簿登載者の氏名、氏若しくは参議院名簿届出政黨等の名称若しくは略称のみを記載したもの（別紙1）
- ②開票録—(2)有効投票の内訳—同条第5項により当該参議院名簿登載者又は当該参議院名簿届出政党等にあん分したもの（別紙2）
- なお、(参受-6号)及び(参受-7号の1)については、公示日後、候補者名、名簿登載者名等を記入したものをお配付します。
- オンラインによる報告後、訂正等が発生した場合は、至急、県選管投開票速報会場へ連絡し、県選管の指示する方法により訂正の報告してください。

4. その他留意事項
- (1) 県選管投開票速報会場の電話番号及びFAX番号は、別途通知します。
(2) オンラインによる速報で使用する市区町村コードは、別添一覧表のとおりです。
FAXやオンラインシステムの不具合等により、電話で速報する場合は、必ず市町名及び発信者の名前を告げ、受信者の氏名及び速報時間を探認してください。（訂正の場合は、必ず電話連絡してください。）
訂正又は送信不良等で再度FAX報告する場合は、余白に「訂正分」または、「再送分」と記載し、併せて報告時刻及び報告回数を見消し修正するとともに、電話連絡を行つください。
- (3) (参受-6号)

投開票速報電話・FAX一覧

参議院議員通常選挙に係る投開票等速報に使用する電話及びFAX番号については、下記のとおりとします。

1. 7月21日（日）～開票結果まで

- (1) 電話番号 095-895-2137 (県選管書記室)
(2) FAX番号 下記のとおり

※7月17日（水）に開通予定

市・町名	FAX番号
長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市	095-825-4446
対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・長与町・時津町	095-825-4455
東彼杵町・川棚町・波佐見町・小值賀町・佐々町・新上五島町	095-825-4461

- (3) 対象となる報告

※オンライン報告にあわせて、オンラインシステムから出力される下記をFAX送付する。

- ①投票結果【選挙区】【比例代表】のチェックリスト
- ②選挙区開票状況（中間）チェックリスト
- ③選挙区開票結果チェックリスト
- ④比例代表開票結果チェックリスト

※按分票がある場合は、「開票録の写し別紙1・2」をあわせて送付

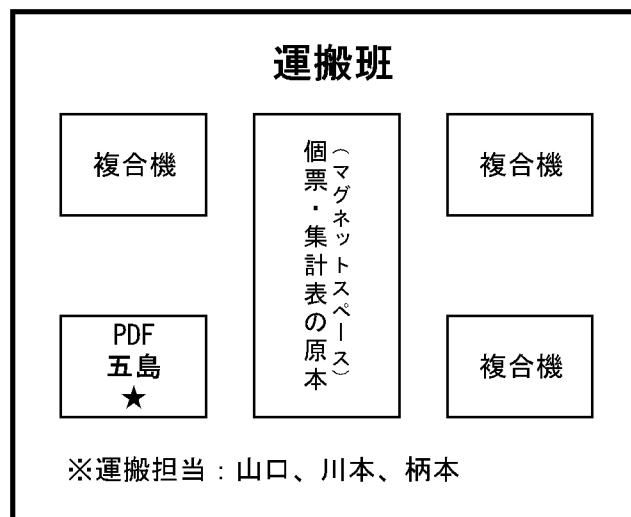
※「開票録の写し別紙1・2」は県選管によるチェックを希望した団体のみの送付

【留意点】

- 1 上記FAX番号及び電話番号については、投開票速報事務に支障をきたすおそれがあるので、【参考】の一般公表電話番号を除き、部外者には公表しないでください。
- 2 指定した区分に応じた電話番号・FAX番号を使用してください。

3 投開票速報受理会場 配置図（県庁4階 市町村課）

	FAX予備
子③FAX	親③FAX
子②FAX	親②FAX
子①FAX	親①FAX



質疑班

高石 ★	溝上
池田	木村
都道府県サーバ 干野	都道府県端末 芹口
楠本 ★	プリンター (システム用)
代行端末① 宮本	メール送信 機
代行端末② 北島	H P 更新 山下

集計班

総指揮 井手書記長	
副指揮 櫻間総括	
大山 ★	小牟田
	稗田

受理点検班（1班）

松山	奥藤 ★
	松永

受理点検班（2班）

★ : 班長

本日、第二十五回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来る七月二十一日（日曜日）に投票が行われることになりました。

選挙は、有権者が投票という手段により政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、もつとも重要な制度であります。有権者の権利であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や識見、各政党等の政策・公約を見極め、自らの自由な判断によつて、もれなく貴重な一票を投じられるよう切望いたします。

特に、若い世代の皆さんにおかれましては、次世代を担う主権者の一人として、現況と将来を捉え、自分の考えを一票に託していただきますようお願いいたします。

今回の選挙では、「○に選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

また、今回の選挙は、比例代表選挙において「特定枠制度」が導入される初めての選挙です。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされますので、ご留意ください。

なお、投票日当日、やむを得ない用件などで投票できない方は、期日前投票制度や不在者投票制度がありますので、こうした制度を十分にご利用いただき、大切な一票を無駄にすることのないようお願いいたします。

また、候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていたなどとともに、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を開催され、有権者の信頼に応えられるようお願いいたします。

国・地方の今後益々の発展を期し、ここに強くお願ひする次第です。

令和元年七月四日

長崎県選挙管理委員会委員長

永淵 勝幸

本日は、第二十五回参議院議員通常選挙の投票日です。
国政選挙は、地方や国の将来を託す代表者を選ぶ極めて重要な選挙です。

選挙は、民主主義の基盤をなすものですが、近年の投票率の低下傾向は、極めて憂慮すべきことであります。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の重要性を十分認識いただき、各候補者の人柄や識見、政党等の政策などを見極め、貴重な一票をもれなく投じていただきますようお願いいたします。

特に、若い世代の皆さんにおかれましては、次世代を担う主権者の一人として、積極的に投票していただくようお願いいたします。

今回の選挙では、「選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

また、今回の選挙は、比例代表選挙において「特定枠制度」が導入される初めての選挙です。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされますので、ご留意ください。

なお、万一、皆様のお手元に配布された投票所入場券をなくしたり、忘れてしまつたりした場合でも投票することができますので、その際は投票所の担当者へ申し出ください。

有権者の皆様が、大切な一票を棄権することなく、投じられることを期待します。

令和元年七月二十一日

長崎県選挙管理委員会
委員長

永淵 勝幸

V 告示

委员会告示

No	告示番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	23	H31.4.26	政見放送を行なうことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数（法150③）、実施規程2⑤）	34	H31.4.10	10819
2	26	R1.6.28	選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る観覧の期間（法22③）、法30⑦①、令14②、令23⑪⑤）	協議	R1.5.8	選
3	27	R1.6.28	ポスターの掲示開始期日（法144の2⑤）、執行規程30）	協議	R1.5.8	選
5	29	R1.7.4	投票用紙の様式及び規格（法45②）、規5その1、その3）	協議	H31.4.10	選1
4	30	R1.7.4	繰上投票区及び投票期日（法56、令46①）	協議	R1.5.8	選1
6	31	R1.7.4	選挙長及び同職務代理人の選任（法75、令80、81）	協議	R1.5.8	選1
7	32	R1.7.4	選舉分会長及び同職務代理人の選任（法75、令80、81）	協議	R1.5.8	選1
8	33	R1.7.4	選挙会を行う場所及び日時（法78）	協議	R1.5.8	選1
9	34	R1.7.4	選挙分会を行う場所及び日時（法78）	協議	R1.5.8	選1
10	35	R1.7.4	政見放送、経歴放送の順序のくじを行なう場所及び日時（実施規程13、14）	協議	R1.5.8	選1
11	36	R1.7.4 ③)	参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示等の掲載順序のくじを行なう場所及び日時（法175 ③）	協議	R1.5.8	選1
12	37	R1.7.4	選挙公報掲載順序のくじを行なう場所及び日時（法169⑤）	協議	R1.5.8	選1
13	38	R1.7.4	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①、②、令129）	協議	R1.5.8	選1
14	39	R1.7.4	選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び県議会議員選挙区別の3分の1の数（自治法74等）	協議	R1.5.8	選2
15	40	R1.7.4	選挙運動に関する支出金額の制限額（法196）	協議	R1.5.8	選2
16	41	R1.7.18	繰上投票区及び投票期日（法56、令46①）	専決	R1.7.18	選
17	42	R1.7.24	当選人の住所及び氏名の名稱（法101の3②）	50	R1.7.24	選
18	46	R1.11.29	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表（法192①、②）	74	R1.11.18	10878

澤舉長告示

毎週 火曜・金曜日発行

○印本長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

② 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。

③ 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管轄課運転免許試験場教習係

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管轄課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

目 次				
所管課(室)名				
漁業課 農業課 建設企画課 警察本部会計課				
漁業課 農業課 建設企画課 警察本部会計課				
運転免許管轄課				
選挙管理委員会事務局				
長崎県知事 中村 法道				
長崎県告示第357号				
地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の36第1項の規定に基づき告示する。				
したので、同条第6項の規定に基づき告示する。				
平成31年4月26日				
1 契約の期間の始期 平成31年4月1日				
2 監査による費用の額の算定方法 契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく料務費用及び支費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。				
3 契約を締結した相手方の氏名及び住所				

告 示

長崎県告示第357号

1 契約の期間の始期
平成31年4月1日

2 監査による費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく料務費用及び支費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。

3 契約を締結した相手方の氏名及び住所

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第23号

第25回参議院長崎県選舉区選出議員選挙において政見放送を行うことができる。政見放送事業者及び候補者ごとの放送台数を、次のとおり定めた。

平成31年4月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永澤 勝洋

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1
株式会社・テレビ長崎	1
株式会社長崎開拓テレビ	1
ラジオ放送	1

2

正誤

平成31年3月29日付長崎県公報第10801号
長崎県告示第187号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
275	22	平戸市野町飯田近4072番1地先まで	平戸市野町大字4072番1地先まで

平成31年3月29日付長崎県公報第10811号
長崎県告示第236号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
582	10	南松浦郡新上五島町相河郷字子波ノノ192番49 49地先から	南松浦郡新上五島町相河郷字子波ノノ192番49 49地先から

毎週 火曜・金曜日発行



○印は長崎県条例規則に登載するもの

選舉管理委員会書記室
選舉管理委員会書記室
所管課(室)名◎ 選舉管理委員会告示
・選舉人名簿登録基準」等
・ポスターの掲示開始期日

目次

選舉管理委員会告示

長崎県選舉管理委員會告示第26号
令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選舉における選舉人名簿の登録の基準」及び登録日を次のとおり定めた。
令和元年6月28日

長崎県選舉管理委員會
委員長 永渕 勝幸
長崎県選舉管理委員會告示第27号
令和元年7月21日執行予定の参議院長崎県選舉におけるボスター掲示場に掲示するボスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。
令和元年6月28日

長崎県選舉管理委員會
委員長 永渕 勝幸

掲示開始日 令和元年7月4日

毎週 木曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 選管委員会告示
 - ・投票用紙の様式及び規格
 - ・紙上投票区及び投票期日
 - ・選舉長及び同職務代理者の選任
 - ・選舉分会長及び同職務代理者の選任
 - ・選舉会を行う場所及び日時
 - ・選舉分会を行う場所及び日時
 - ・政見放送及び経歴放送の順序のくじを行う場所及び日時
 - ・参議院比例代表選出議員選舉名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院各管轄者の氏名の掲示等の掲載順序のくじを行う場所及び日時
 - ・選舉公報掲載順序のくじを行う場所及び日時
 - ・選舉運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額

選管委員会告示

長崎県選管委員会告示第29号

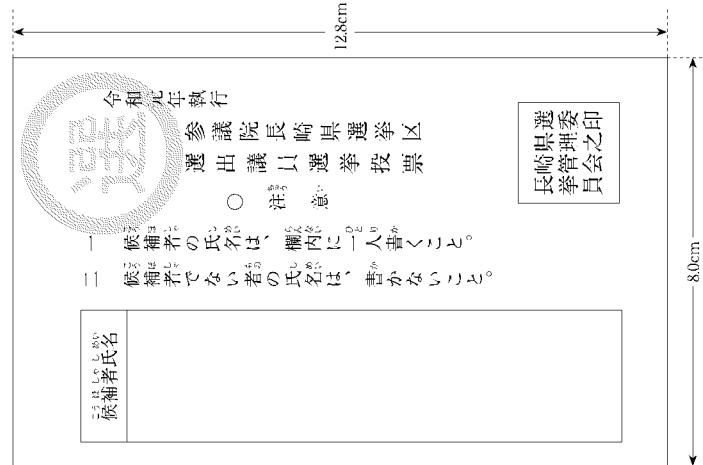
令和元年7月21日施行の参議院議員通常選舉において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

長崎県選管委員会

委員長 水淵 勝平

令和元年7月4日

1 参議院長崎県選出議員選舉投票用紙

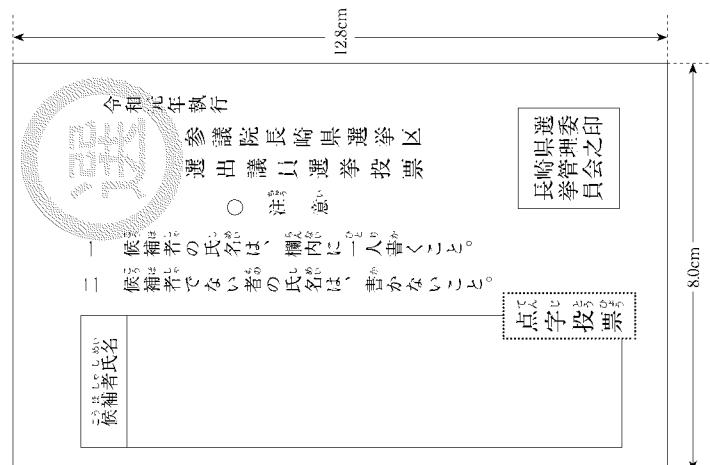


- 備考
- 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 選舉区選出議員選舉投票用紙であることを示す「選」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選管委員会の印は刷込式とする。

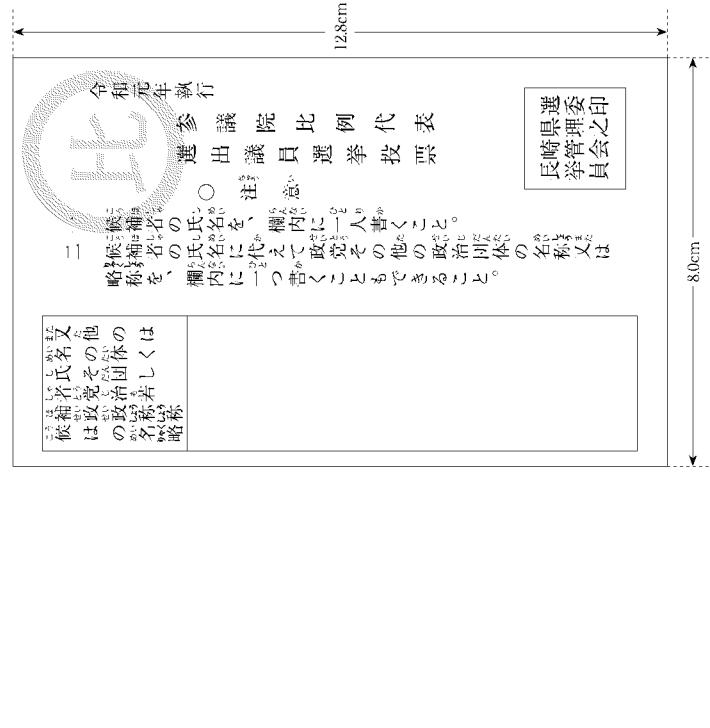
2 参議院長崎県選舉区選出議員選舉投票用紙

令和元年7月4日 木曜日

号外(選1)

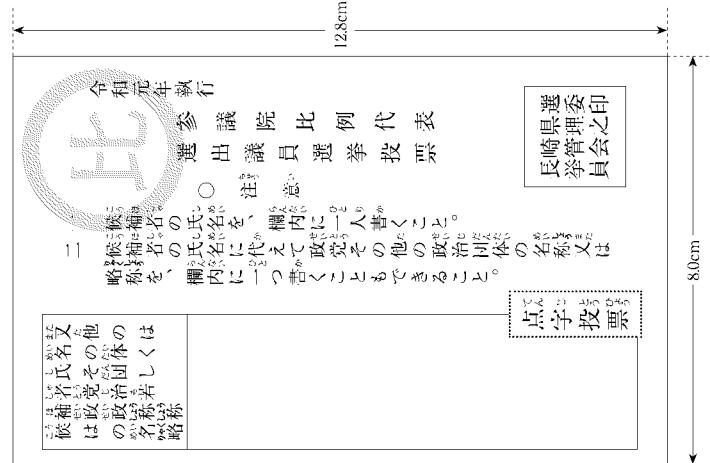


- 備考 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 2 選舉区選出議員選舉投票用紙であることを示す「選」の表示を施すものとする。
 3 長崎県選舉管理委員会の印は刷込式とする。
 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 5 右中央部に「せんきょく」と点字により表示するものとする。



- 備考 1 授票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。
 2 比例代表選出議員選舉投票用紙であることを示す「比」の表示を施すものとする。
 3 長崎県選舉管理委員会の印は刷込式とする。

4 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙



- 備考 1 投票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。
 2 比例代表選出議員選挙の投票用紙であることを示す「比」の表示を施すものとする。
 3 長崎県選舉管理委員会の印は刷込式とする。
 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 5 石中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

長崎県選舉管理委員会告示第30号

令和元年7月21日執行の参議院議員選挙における投票用紙及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選舉管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	縦上投票区名	投票期日
長崎市	第40投票区(高島地区) 第702投票区(池島地区)	令和元年7月20日
佐世保市	第87投票区(宇久平地区) 第88投票区(宇久浦地区)	
五島市	福江島22投票区(久賀島地区) 奈留島1投票区(浦地区) 奈留島2投票区(泊・人林・前島・汐池・東風泊地区) 奈留島3投票区(船瀬・矢神・南越地区) 奈留島4投票区(白浜地区) 奈留島5投票区(夏井・大串地区)	
西海市	第28投票区(江島地区) 第29投票区(牛馬地区) 第32投票区(釜浦地区)(松丸)ほか 第33投票区(外平地区)(松島))	
小値賀町	第5投票区(大島地区)	

長崎県選舉管理委員会告示第31号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選出議員選挙における選舉長及び選舉代理を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

長崎県選舉管理委員会
委員長 永淵 勝幸

長崎県選舉管理委員会告示第32号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選舉分會長及び選舉分會長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

長崎県選舉管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙分會長	選挙分會長職務代理者
氏名 手井美都子	住所 長崎県佐世保市須田尾町126 所 横間秀道
氏名 手井美都子	住所 長崎県長崎市高城台1丁目12番19号 所 横間秀道

長崎県選舉管理委員会告示第33号
令和元年7月21日執行の参議院長崎県選出議員選舉における選舉会を行いう所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

1 場 所 長崎市尾上町3番1号

長崎県庁行政棟3階321会議室

2 日 時 令和元年7月24日 午前9時30分

長崎県選舉管理委員会告示第34号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表長崎県選出議員選舉における長崎県選舉分会を行いう所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

1 場 所 長崎市尾上町3番1号

長崎県選舉管理委員会書記室

2 日 時 令和元年7月4日 午後5時30分

長崎県選舉管理委員会告示第35号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選出議員選舉における投票の記載をする場所等に掲示する参議院等の名稱及び略称並びに参議院各管轄者の氏名について、公職選舉法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行いう所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

1 場 所 長崎市尾上町3番1号

長崎県選舉管理委員会書記室

2 日 時 令和元年7月4日 午後6時30分

長崎県選舉管理委員会告示第36号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選舉において、投票所内の投票の記載をする場所等に掲示する参議院等の名稱及び略称並びに参議院各管轄者の氏名について、公職選舉法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政黨等の掲載文の写しを選舉公報に掲載する順序を定めるくじを行いう所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

1 場 所 長崎市尾上町3番1号

長崎県選舉管理委員会書記室

2 日 時 令和元年7月4日 午後6時30分

長崎県選舉管理委員会告示第37号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選舉において、公職選舉法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政黨等の掲載文の写しを選舉公報に掲載する順序を定めるくじを行いう所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

1 場 所 長崎市尾上町3番1号

長崎県選舉管理委員会書記室

2 日 時 参議院長崎県選出議員選舉区選出議員選舉において、選舉運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額
令和元年7月5日 午後6時
参議院比例代表選出議員選舉
令和元年7月5日 午後7時30分

長崎県選舉管理委員会告示第38号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選出議員選舉において、選舉運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選舉運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選舉法(昭和25年法律第100号)第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選舉管理委員会
委員長 水淵 勝幸

1 選舉運動に従事する各1人に対し支給することができる実費弁償の額

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選出議員選舉において、選舉運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償額

—8—

- 145 -



長崎県選挙管理委員会告示第40号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選舉区選出議員選舉における公職選舉法(昭和25年法律第100号)第144条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

発行者
長崎市長
上原一郎
電話番号
三番一郎
長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝平
合和元年7月4日
38,649,100円

長崎県公報

目 次

○ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算する者と県議会議員選挙区別の3分の1の数
- ・選挙運動費用支出制限額

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会

委員長 永淵 勝平

1 50分の1の数	22,999人
2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,741人
3 県議会議員選挙区別の3分の1の数	
長崎市	119,616人
佐世保市・北松浦郡	74,880人
島原市	12,735人
諫早市	38,173人
大村市	26,217人
平戸市	9,021人
松浦市	6,443人
対馬市	8,813人
壱岐市	7,531人
五島市	10,783人
西海市	7,955人
雲仙市	12,344人
南島原市	13,151人
西彼杵郡	19,602人
東彼杵郡	10,358人
南松浦郡	5,692人

監督代美八
高通(八八一
九五四二一
一二一
一四一
印印
印人所
長崎市立弥生明八
三十二
岩株
大會
石
素水
印
明所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

毎週 火曜・金曜日発行

長崎県公報



目 次

◎ 参議院長崎県選出議員選挙選舉長告示

・立候補届出受理

所管課(室)名
選 举 長◎ 選挙管理委員会告示
・紙上投票区及び投票期日

参議院長崎県選出議員選挙選舉長告示

参議院長崎県選出議員選挙選舉長告示第3号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選出議員選挙において、令和元年7月4日に次のとおり届出があった。

令和元年7月4日

参議院長崎県選出議員選挙選舉長告示

届出 受理 番号	届出 の別 候補者氏名	性 別	ふりがな 本籍	性 別	ふりがな 住 所	一のウェブサイト等のアドレス	生年月日 (年齢)	党派	職業	
1	本人 吉賀 友輔	男	長崎県	長崎県	長崎市東浜町6番8-602号	http://www.koga-yuichiro.jp/	昭和42年 (満51歳)	自由民主党	参議院議員	
2	本人 吉川 あゆみ	女	長崎県	長崎県佐世保市東浜町941番地2		https://shirakawaayumi.info/	昭和55年 (満39歳)	国民民主党	株式会社A.s.h 代表取締役	
3	本人 神谷 幸太郎	男	愛知県	埼玉県所沢市大字北秋津731番地 の3サンドリ工場3所ビル03			昭和51年 (満43歳)	NHKから 國民を守る 無職 党		

目 次

◎ 参議院長崎県選出議員選挙選舉長告示

◎ 選挙管理委員会告示

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

長崎県選挙管理委員会書記室

候補者氏名		吉賀友一郎		所属党派		自由民主党		期 間		平成31年4月25日から 令和元年7月30日まで		第1回分	
收 入	出納責任者氏名	井手雅康	(略)	家	人 件 費	通 信 費	集 合 会 場 費 等	交 通 刷 字 費	文 具 費	食 品 費	休 休 治 費	雜 費	円
主たる寄附	(氏名・団体名)	(略)	(略)	6,000,000	992,850	969,867	51,284	1,264,501	2,615,302	3,194,710	27,759	727,013	円
その他の寄附	自由民主党長崎県参議院選舉区第2支部	0	0	0	0	0	73,396	286,436	577,105	286,436	0	0	0
その他の収入	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 回 計	前 回 計	6,000,000	0	6,000,000	10,780,253	10,780,253	10,780,253	13,346,632	13,346,632	13,346,632	0	0	309,324
総	総	6,000,000	0	6,000,000	10,780,253	10,780,253	10,780,253	13,346,632	13,346,632	13,346,632	0	0	18,140,356

報告書受理年月日		令和元年8月5日		期 間		令和元年7月31日から 令和元年9月6日まで		第2回分		今 回 計		前 回 計		令和元年6月1日から 令和元年7月21日まで		第1回分	
收 入	出納責任者氏名	吉賀友一郎	所属党派	自由民主党	期 間	自由民主党	自由民主党	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
主たる寄附	(氏名・団体名)	(略)	(略)	4,557,660	2,073,451	39,528	206,264	7,207	54,069	2,061,861	415,597	0	73,980	249,215	7,360,103	10,000,000	10,000,000
その他の寄附	自由民主党長崎県参議院選舉区第2支部	2,788,972	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	0
その他の収入	長崎政策研究会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 回 計	前 回 計	7,346,632	6,000,000	13,346,632	今 回 計	前 回 計	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
総	総	7,346,632	6,000,000	13,346,632	7,346,632	6,000,000	13,346,632	7,346,632	6,000,000	13,346,632	7,346,632	6,000,000	13,346,632	7,346,632	6,000,000	13,346,632	6,000,000

候補者氏名		吉賀友一郎		所属党派		自由民主党		期 間		令和元年9月7日から 令和元年9月17日まで		第3回分		
收 入	出納責任者氏名	井手雅康	(略)	(略)	支 出	人 件 費	通 信 費	集 合 会 場 費 等	交 通 刷 字 費	文 具 費	食 品 費	休 休 治 費	雜 費	円
主たる寄附	(氏名・団体名)	(略)	(略)	6,000,000	992,850	969,867	51,284	1,264,501	2,615,302	3,194,710	27,759	727,013	0	円
その他の寄附	自由民主党長崎県参議院選舉区第2支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 回 計	前 回 計	6,000,000	0	6,000,000	10,780,253	10,780,253	10,780,253	13,346,632	13,346,632	13,346,632	0	0	309,324	円
総	総	6,000,000	0	6,000,000	10,780,253	10,780,253	10,780,253	13,346,632	13,346,632	13,346,632	0	0	18,140,356	円

第 7 編

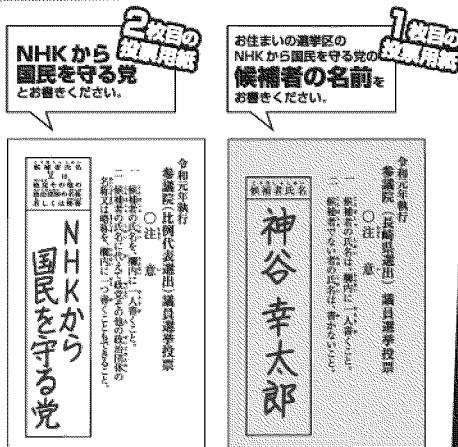
選舉公報

令和元年 参議院長崎県選挙区選出議員選挙 選挙公報

長崎県選挙
管理委員会

NHKから国民を守る党はNHKスクランブル放送の実現に向け
国を中心から変えていくため全国から立候補しています。

NHKから
国民を守る党
NHKをぶつ壊す!



「このままでは「テレビがない」でも「NHKを見てない」でも「支払いの義務が発生します!!!!」

来年からインターネットでもNHKが視聴できるように国会で決定しました。



神谷 幸太郎
かみ こうたろう
国民を守る党



新時代を希望の未来へ！

あなたと共にあゆみたい



国民民主党

PROFILE 昭和55年2月6日生まれ
長崎県佐世保市出身

【学歴】
・佐世保市立天神小学校卒業
・佐世保市立橋辺中学校卒業
・国立佐世保工業高等専門学校卒業

【職歴】
・会社員(システムエンジニア)
・会社役員(美容コンサルティング)
・現在) 構成 Ash 代表取締役

【その他】
・NPO法人ピックリボンながさき理事
(2017年～)
・NPO法人養会 会員
(2016年～)
・一般社団法人 女性活躍推進協会理事長
(2016年～2017年)

白川あゆみ
オフィシャルウェブサイト

日本の国力低下の根源

「少子化」にSTOP!!

少子化問題に真っ向から立ち向かう女性の可能性に期待してください。

少子化の現状

合計特殊出生率

1.44

1人の女性が一生涯に出产する子どもの平均数。
2人の男女から2人の子どもが生まれてはじめて人口増減0となり、2.0に満たないと人口は減少します。
人口が減ると社会が活気を失います。

結婚・妊娠・出産・育児・教育のプロセスが、
男女ともに経済的負担となることなく
人生を楽しめる社会を目指します。

はじめまして、白川あゆみです。

大好きな食べ物は、長崎五島名物かんころ餅です。
私のプロフィールに「政治」の文字はありません。
政治家系でもなければ、議員経験もない一般庶民です。しかし、そんな庶民の私だからこそ見える現実があり、聴こえる本音があり、感じる不安がありました。

日々の不安を少しでも安心に変えるために、
みなさん一人一人と顔を合わせ、心を合わせて
共に歩みます。希望の未来へ！



39歳

白川 あゆみ

古賀友一郎
プロフィール

●経歴

昭和42年11月2日生まれ（51歳）
私立鹿児島幼稚園、鹿児島市立御宿西小、鹿児島中、
私立青葉高校、東京大学法学院を卒業。
自治省に入省し、和歌山市財政部長、
自治省法務課、鹿児島財政課長、
北九州市財政局長、
総務省消防庁広報課課長、
などを歴任。

平成23年7月より長崎市副市長。
平成25年7月の
参議院議員選挙（長崎県選挙区）で
初当選（現任1期目）。

●参議院での役割

予算委員会理事、外交防衛委員会理事、
憲法審査会幹事、
議院運営委員会理事などを歴任。

●自民党での役割

副幹事長、国会对策副委員長、
税制調査会幹事、
農林部会、水産部会、国土交通部会、
外交部会の各部会委員などを歴任。

●現在

総務大臣政務官・内閣府大臣政務官
●副幹事長、幹事長（5回）
●衆院議員、第27回

つよくやさしい日本を

人にやさしい

健康寿命の伸長、65歳定年及び
70歳継続雇用を推進し、持続可能な社会保障を確立。

地球にやさしい

再エネや水素の活用によりエネルギー構造を転換し、内需振興、地球温暖化防止等を推進。

食につよい

基盤整備や販売力強化により農林水産業の生産性・収益性を向上させ食料自給力を強化。

インフラにつよい

交通インフラの整備と老朽対策により、産業振興と防災・国土強靭化を推進。

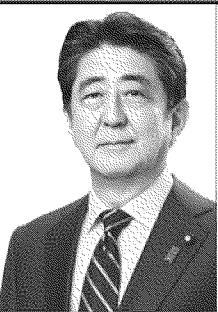
地方にやさしい

地方交付税等の地方一般財源を充実確保。大都市と地方の税収偏在是正を推進。

日本とふるさと
長崎県のために



古賀 友一郎
ゆういちろう
(51歳)

令和元年
7月21日執行参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報長崎県選挙
管理委員会

日本の明日を切り拓く。

新しい時代が幕を開けました。

急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢。こうした課題に立ち向かい、新しい時代の日本を創るのは、他の誰でもありません。私たち自身です。

強い経済、地方創生、災害に強い国創り、全ての世代が安心できる社会保障への改革、そして、国益を確保する外交。

国民の皆様とともに、新しい令和の時代を切り拓く覚悟です。

自由民主党公認
安倍晋三

政治は国民のもの

自民党

自由民主党公認 比例代表候補者(五十音順)

赤池 まさあき あかいけ まさあき / 元文部科学大臣政務官 「日々勉強。結果に責任」! 目指すは、地域づくりは、人づくりから!」をモットーに、国家国益のため全員全意で取り組みます。	ありむら 治子 ありむら はるこ / 初代女性法務担当大臣 国家国民に仕える責任と努めを胸に、命の重み・家族や地域の鉛・日本の尊厳を守ります。日本の未来を守るためにお力をお貸し下さい!	石田 まさひろ いしだ まさひろ / 参議院厚生労働委員長 命に寄り添い、暮らしを支える。誰もが自分らしく、幸福を実感できる社会づくりを実現するため、力を尽くして参ります。
糸川 まさあき いとかわ まさあき / 公益財團法人全日本空手道連盟理事 武道の基礎である「礼と節」を通じ挨拶でのまことに力を増やし、生活スポーツとして健常寿命を伸ばす取り組みをします。	井上 よしゆき いのうえ よしゆき / 元防衛副議員 飢餓立憲の実現とともに、鉄道・港湾・運輸・農業が少子高齢化や人手不足等を克服するよう、一層の発展に取り組んで参ります。	えとう せいいいち えとう せいいいち / 内閣府特命大臣政務官 私はすべての国民に寄り添い、お年寄りはもとより、子どもたち、孫たちの未来のために生涯を捧げる気概です。
小川 しんじ おがわ しんじ / 一般社団法人 日本衛生検査協会 理事 未病分野への医療機器の安全性と信頼性、利便性の向上を確立し、ICTの活用による医療情報提供制度を構築します。	おだち 源幸 おだち もとゆき / 比例区支部長 2組12年間の実績を活かし ①身を切る改革と行政の軸足を復活します ②教育の無償化を実現します ③強説な日本を策します	かくた 充由 かくた ゆうよし / 全国老人福祉施設協議会理事 約束します。福祉・介護の充実! 20年の実績と豊富の声で、超高齢社会・人口減少社会の中で、誰もが安心出来る社会を実現します。
北村 経夫 きたむら つねお / 元経済産業大臣政務官 私達は母から生まれました。母なる女性を大切にしない国に未来はありません。愛する母國を守り、未来を育てるのが私の使命です。	木村 よしお きむら よしお / 元厚生労働大臣 少子高齢化社会を迎えるなか、誰もがいつでも、一度でも戻っちゃレンジ可能な生きづらさない日本にするため尽力して参ります。	くま田 あつし くまだ あつし / 元衆議院議員 たすけあう社会を実現し生活の基盤を守る! ①育て・教育・雇用・外交等に全力で取り組み元気な勢れる日本国をつくります。
佐藤 のぶあき さとう のぶあき / 国土強靭化推進本部議員本部長 国土・ふる里を強くしなやかに! 防災・減災・老朽化対策の推進! 新3K(給料・休日・希望)の魅力ある職場づくり!	佐藤 まさひさ さとう まさひさ / 外務副大臣 「日本を強く、現場に誇りを」「一途に国際・特に外交」をモットーに、未来への責任を果たして参ります。	山東 昭子 さんとう あきこ / 自由民主党公認議員会長 人生100年代に向けて、健康対策を中心にして環境・教育・観光・外交等に全力で取り組み元気な勢れる日本国をつくります。
田中 まさし たなか まさし / 日本理学療法士会会長 リハビリテーションで創る健康社会 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが健康で働き、暮らせる社会を創る。	つけ 芳文 つけ よしみ / 自由民主党総務部会長代理 地域に全力、地域を元気に・人生100年代に挑戦する郵便局! ・人の心に寄り添う政治活動! ・人に優しい島もある地域社会!	中田 宏 なかだ ひろし / 元横浜市長 成功と挫折の教訓を活かす人! 市会でもテレビでも、常に像切れのいい発言。横浜市長と衆議院議員の実績がいま日本に役立つ。
橋本 聖子 はしもと せいこ / 参議院自由民主党議員会長 全世代に公平で、持続可能な社会保険の実現を目指す。健康寿命を延ばすためにも、生活サポートを美しめる環境を整備します。	羽生田 たかし はにゅうだ たかし / 元日本医師会会長 すべての人にやさしい医療・介護を! 保育園1枚あれば、いつでも、どこでも受診できる日本の医療制度を守り育んで参ります。	ひが なつみ ひが なつみ / 歯科医師 みんなの笑顔のために! 健康守り、国民健康保険を維持し、歯科医師で定期的に検診を受けられる(国民健康保険制度)を創設します。
本田 あきこ ほんだ あきこ / 兼務議員 人生100年代、全ての世代で安全で美しい社会を届けたい。次世代につなぐ国創りと国民医療保険制度の堅持のために行動します。	丸山 和也 まるやま かずや / 兼議士 克誠ある日本、日本人をつくるための教育の充実! 国民の権利を守る両法の抜粋! 家庭社会で日本の権利を愛々と主張!	水口 なおと みずぐち なおと / 全国小売業政治連盟 理事 地域を支える中小零細・家族経営者のために関心投票! すべての子供の安心・安全、家計負担大緩和で子育ての本支を解消します!
宮崎 まさお みやざき まさお / 全国土地改良政連議員 たくましく美しい農山漁村は、世界に誇れる日本の未来への鍵です。しっかりと次の世代に引き継げるよう、全力を尽くす責任です。	宮本 しゅうじ みやもと しゅうじ / 参議院議員 地域を元気に! かけがえのない地域のために、その中心で活躍する中少・小規模事業者のために、全力で取り組みます!!	森本 勝也 もりもと かつや / 日本青年会議所元副会頭 「強い日本」中小企業を支援する経済政策、武道を用いた教育政策、ソフト・ハード両面の強化による防災政策で未来を拓く!
山田 太郎 やまだ たろう / 元参議院議員 マンガやアニメ、ゲームなどの表現の自由を薦めらるい日本の文化として守っていきます。これまでの実績には自信があります。	山田 としお やまだ としお / 参議院農林水産委員会議員(元委員長) 食と地城と農業水産業を大切にする政策実現に向けて、食料の安定供給、所得向上と後継者の育成、農園相続等の発展に全力を尽します。	山本 左近 やまもと さごん / 元F1ドライバー 山本左近は、質の高い技術と介護の提供・介護人材の待遇改善・新しいモビリティ社会の実現・交通事故率ゼロを目指します。
和田 まさむね わだ まさむね / 自民党公認副幹事長 確かに平和な日本を守り抜く、国を守り、子供を守る、子育て世代の負担軽減と実業強化で消費を活性化。筋骨の向上を実現します。	特定候補者	三木 とおる みき とおる / 参議院議員 地方議員会出身として、少子高齢化、人口減少がある地域の実情を、国政にしっかりと訴え、反映していく責務を果たしていきます。

比例代表は自民党の比例候補者名または自民党とお書きください。



令和元年
7月21日執行

参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報

長崎県選挙
管理委員会

ボトムアップ経済ビジョン

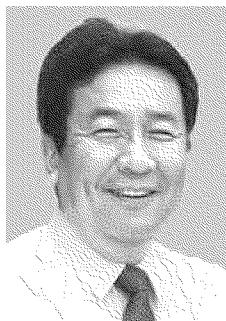
暮らしから始まる経済成長へ

国民一人ひとりの暮らしを豊かにし、教育や福祉への投資によって次世代の可能性を切り拓く「ボトムアップ経済」へ。それが立憲民主党の答えです。

1 老後の安心を高める ことから始めます **2 家計所得を引き上げる** ことから始めます **3 子育て・教育に投資する** ことから始めます

消費税10%への引き上げを凍結します。

立憲民主党 代表 枝野幸男



立憲民主党比例代表名簿登載者（アイウェオ編）



比例代表は、「候補者名」または
「立憲民主党」とお書きください。
略称=りっけん

立憲民主党
The Constitutional
Democratic Party of Japan
りっけん

支えあう社会のために

憲法を活かす政治 比例代表候補者



[党首] 又市 征治

- 安心の社会保障へ立てなおし
- 子ども・子育て支援の拡充
- 地域と農林水産業の再生
- 辺野古新基地建設に反対
- 人間らしい働き方の実現
- 消費税10%中止へ
- 脱原発の実現、被災地の復興
- 行政の「私物化」を許さない

安倍政権は、民主主義の根幹を揺るがし、憲法立法を強行し、平和憲法の改憲に向けた裏手を擡げています。こんな政治は、もう終わらせましょう。

社民党は、国民のいのちと暮らしを守り、誰もが安心して生きられる「支えあう社会」をめざします。

比例区は 社民党
<http://www.sdp.or.jp/>



吉田 ただとも

社民党前党首、元参議院議員、
大分県エイドリフティング協会会長

【私のこだわり】
雇用効率、農林水産振興
子育て・教育、地方自治、交通



仲村 みお

前沖縄県議、沖縄平和運動センター副議長
自治体議員立憲ネットワーク共同代表

【私のこだわり】
地方自治、沖縄振興、子どもの貧困
子育て・教育、医療・福祉、基地問題



大椿 ゆうこ

労働組合役員、労働相談員

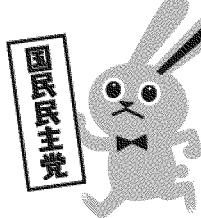
【私のこだわり】
クリーンの空気にお住まいを競われる社会を
増税より真上げを！
脱原発 共生社会の実現

令和元年
7月21日執行参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報長崎県選挙
管理委員会**NHKから国民を守る党**

[略称]N国党



NHKをぶっ壊す!
NHKスクランブル放送の実現
NHK受信料を支払わない人を応援します

**家計第一**

**比例区は、
「候補者名」または
「国民民主党」と
お書きください。** [略称: 民主党]

・児童手当増額!

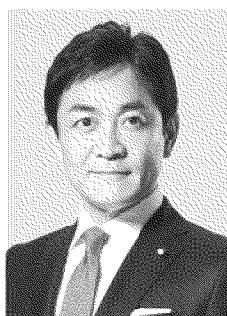
子ども3人の家庭なら約1,000万円。

・暮らせる年金を。

低所得者には最低年60,000円上乗せ。

・あなたの家賃を補助。

年収500万円以下世帯には月10,000円。

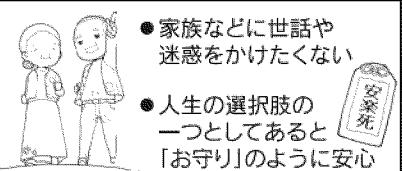
国民民主党 代表
玉木雄一郎

国民党 参院選比例名簿登載者 (アイウオオ順)

石上 としお
参議院議員 岐阜
全力で働く、全力で届ける。
全力で挑む。いそぎ 春史
参議院議員 岐阜
仲間の思い、
かたちにしたい。大島 トトロ
参議院議員 岐阜
平和憲法の精神を
守ります小山田 つね子
行政書士・タレント 新人
政治家で
政治を変える!酒井 リョースケ
岐阜県議会議員 新人
ヨコハマ発!
価値ある政策で
男性的な実績選出です。鈴木 貢
政治家 新人
人への投資で
将来の人材を育成田中 ひさや
JAM 新会員 新人
働くみんなの
力になりたい。村田 まみ
UASゼンセイ会員 新人
働く仲間の
笑顔のために中沢 健
衆議院議員 政策担当秘書
新人
現場第一主義浜野 よしみ
参議院議員 岐阜
まっすぐに力強く!
働く仲間のために!ひめい ゆみこ
司法書士・行政書士 元職
選ぶ女性が
選ばれる社会へ!鹿川 たけと
社会議員 新人
家計と地域に
未来のタネをまく円 より子
元衆議院議員 元職
世音おばあ、
子育て世代全力応援やました ようこ
北九州市議会議員 新人
環境、農業、
花博のトップランナー**安楽死 ひとつの選択肢
制度に反対ですか?**Consideration the Euthanasia System
安楽死制度を考える会

◎比例代表名簿登載者 代表 佐野秀光 プロフィール

- 自分の最後は自分で決めたい
- 制度を使いたくない人は
使わなければよい
- 耐え難い痛みや辛い思いを
してまで延命したくない



●家族などに世話を
迷惑をかけたくない

●人生の選択肢の
一つとしてあると
「お守り」のように安心

賛成の方は
比例代表は

安楽死会

[略称]
とお書きください

子供の頃から一日何度も自分で注射を打ち続ける病を抱えながら約37年現在に至る。日本大学2年生の20才の時に会社を設立、新しいビジネスに挑み続けて28年。金融機関や不動産会社、弁護士、税理士事務所等を対象に顧客数2万社以上、政治の世界でも新しい政策を訴え続け、2009年から安楽死制度の創設を訴え新党本質(後に安楽死党に改名)、2014年より直接民主制を訴える政治団体「支持政党なし」代表、今回は政治活動の際にに戻り「安楽死制度を考える会」代表として活動中。

令和元年
7月21日執行

参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報

長崎県選挙
管理委員会

希望と安心の日本を

国民の願いを実現する日本共産党の現実的な公約です。「財界中心」「アメリカいいなり」という自民党政治のゆがみをたたし、「市民と野党」の共闘をすすめ、新しい政治の扉を開きます。

政府が年金7兆円削減

(2040年時点)
2019年
月6.5万円 → 2040年
月4.5万円



「減らない 年金」を

貧しい年金を安心の年金にすることこそ政治の役割です。
—年金を減らし続ける仕組み（マクロ経済スライド）をなくし「減らない年金」にします。
①年収1000万円以上の人の保険料を見直す
②約200兆円の年金積立金を活用する
③賃上げ・正社員化をすすめ保険料収入・加入者を増やす
—3つの改革で、財源にあてます。

月6.5万円以下の年金生活者すべてに
月5千円を上乗せします

消費税10%中止

暮らしに希望を

8時間働けば ふつうに暮らせる社会を

- 中小企業の賃上げ支援の予算を1000倍にし、最低賃金をいますぐ全国どこでも時給1000円に。1500円をめざす。
- 残業代ゼロ制度の廃止。残業上限は月45時間に。

暮らしを 支える社会保障を

- 公費1兆円投入で国保料（税）の大幅引き下げ。
- 子ども医療費無料化を国の制度に。
- 低所得者の介護保険料を2/3の水準に。

お金の心配なく学び、 子育てができる社会を

- 大学・専門学校の授業料をまず半額に、段階的に無償化へ。
- 70万人に給付制奨学生（月3万円）。
- 小中の学校給食費・保育の無償化。

詳しくはWEBへ!
<https://www.jcp.or.jp/>

憲法

安倍9条改憲をストップ。安保法制は廃止する。

F35戦闘機の「爆 爱」や、イージス・アショアの配備撤回。

原発ゼロの日本へ、再生可能エネルギーへの大転換をはかる。原発事故被災者への完全補償。徹底した原発を国と東電の責任で。

安保 基地

辺野古新基地建設中止、普天間基地の無条件撤去で対米交渉を。日米地位協定の抜本改正。日米安保条約をなくし、対等・平等の友好条約を結ぶ。

FTA 貿易

日本FTA交渉はただちに中止。TPP復活から踏襲し、食料主権・経済主権を尊重した貿易協定。

平和 核兵器

候兵部署条約にサインする政府をつくる。紛争を最小化して解決する「北東アジア平和協力構造」を推進。全干島返還を正面から求める立場で韓日交渉を。

防災

被災者生息 tess支援金を500万円に増額。半端を支援の対象に。カジノ建設は中止する。

ジェンダー 平等

国際水準のハラスメント禁止法を制定。選別の夫婦別姓を実現する。

性暴力やDVを許さず、同性婚を認める民法改正などLGBT/SOGI（性的指向・性自認）に関する差別のない社会を。

代表は
日本共産党

くと
だお書
いき

日本共産党
略称／共産党



JCP 検索

比例代表名簿登載者（第1次）



党農林・漁民局長
紙 智子 女
64歳。参院議員3期。
在籍地：北海道・東北



前衆院議員
梅村さえこ 新
55歳。元消費税をなくす全国の会事務局長。
在籍地：埼玉、茨城、栃木、群馬



党書記局長
小池 晃 男
59歳。参院議員3期。
全国革新幹代表世話人、医師。
在籍地：東京



党中央委員
しいばかずゆき 新
42歳。参院議員3期。
在籍地：神奈川、千葉、山梨



党参院幹事長・国対委員長
井上さとし 男
61歳。参院議員3期。
在籍地：東海、北陸福岡、京都



党副委員長
山下よしき 男
59歳。参院議員3期。
在籍地：大阪、兵庫、滋賀、奈良、和歌山



党博士
仁比 そうへい 男
55歳。参院議員2期。
党参院国対委員長。
在籍地：中国、四国、九州・沖縄

令和元年
7月21日執行参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報長崎県選挙
管理委員会

オリーブの木
**与党も野党も期待できない
だから連合「オリーブの木」**
選挙はカンパと
ボランティアで

共通政策



- ①対米自立
(地位協定の見直し、専守防衛等。)
②ベーシックインカム導入
(政府が生活費を国民に配る。)



- ③消費税5%へ
④官民格差(1.6倍)是正
⑤原発即時ゼロ

QRコード
HPはコチラ

なぜ、オリーブの木なのか?
大企業や業界団体、大労組や公務員労組の支援を受けた政党では、本当に国民のためになる政策は出せない(例、原発ゼロ・官民格差是正)。また、格差解消の立場から、自民党以外の政党を支持したくても支持できる政党がないのが現実だからです。

5月20日、「自由国民党」、「新党憲法9条」、「今治加計獣医学部問題を考える会」、「平和の党」(代表 西尾亮一・千葉県議会議員)の4団体で、政党連合「オリーブの木」を結成。

比例代表は「オリーブの木」(略称オリーブ)または候補者名をお書きください。

小さな声を、聴く力。

子どもから「安心社会」をつくります

日本は今、深刻な人口減少、少子高齢化に直面しています。この最重要課題を乗り越えるためには自民、公明両党による安定政権が不可欠です。公明党には、生活者の小さな声を聞き、地方と国のネットワークで確実に国政につなぐ力があります。この力を發揮し、子どもから高齢者まで安心の全世代型社会保障を確立してまいります。

政策

1. 全世代型社会保障へ

消費税率を10%に引き上げ、年金、医療、介護、子育て支援に活用。

- ◇「子育て安心」社会に向け、「3つの教育無償化」を実現へ
- ◇低年金者を対象に年最大6万円を上乗せし、介護保険料を軽減
- ◇消費税率引き上げに備え、軽減税率、プレミアム付き商品券など実施へ



若松 かねしげ 現

平木 だいさく 現

役職: 元復興閣僚大臣、参院議員1期。
経歴: 中央大学二部卒、公認会計士、
税理士、行政書士。役職: 元経済産業大臣政務官、
前衆議員1期。

年齢: 63歳

年齢: 44歳

「現場第一」で復興・防災に全力

「未来をひらく確かな実力!」



新妻 ひでき 現

山本 かなえ 現

役職: 元文部科学大臣政務官、
参院議員1期。役職: 元厚生労働大臣、
参院議員3期。経歴: 東京大学大学院修士課程修了、
年齢: 48歳経歴: 京都大学文学部卒、
年齢: 48歳

「ものづくり」でこの国を元気に!

「あなたの声を、かなえるチカラ。」



山本 ひろし 現

かわの 義博 現

役職: 元財務大臣政務官、
参院議員2期。役職: 総務省情報通信局長、
プロジェクトチーム事務局長。経歴: 慶應義塾大学法学部卒、
年齢: 64歳経歴: 慶應義塾大学経済学部卒、
年齢: 41歳現場直結で障がい者支援と
地域復興

近い。速い。温かい。

身を切る改革 10%削減に挑戦! 国会議員歳費の10%削減を実現します。

政治の安定には、国民の納得と信頼を得ることが不可欠です。消費税率10%への引き上げに向けた今こそ、国会議員自らが、痛みを作り「身を切る改革」を断行し、その覚悟を示すべきです。

公明党は国会議員歳費の10%削減を実現します。



公明党

比例区の投票用紙には、公明党の候補者名または公明党と、お書き下さい。

略称は公明

公明党は、参院選比例区に上記の6人をはじめ17人を公認しています。(順不同)
候補者は公明党在

令和元年
7月21日執行

参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報

長崎県選挙管理委員会



山本太郎

れいわしんせんぐみ

やまもとたろう

全国比例区は候補者個人名またはれいわと書いてください

れいわ新選組【候補者リスト】

- ふなごやすひこ (全身麻痺キリスト・難病ALS患者)
- 木村英子 (全国公的介護保障要求者組合書記長)
- 大西つねき (元J.P.モルガン銀行資本部為替ディーラー)
- 辻村ちひろ (環境保護NGO職員)
- はすいけ透 (元北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長)
- 三井よしふみ (元銀行員・元セブンイレブン・オーナー)
- やすとみ歩 (東京大学東洋文化研究所教授)
- 山本太郎 (参議院議員・俳優)
- 渡辺てる子 (元派遣労働者・シングルマザー)

①消費税は廃止 物価が下がり、実質賃金は上昇、景気回復へ。6年後には、1人あたり賃金が44万円アップ。

財源は、租税特別措置(BO以上の大企業優遇税制)の廃止と法人税の累進化でおつります。

同時に、最低賃金法に則り生活保護基準も引き上げ、年収200万円以下世帯をゼロに。

③奨学金徳政令 ④公務員増

奨学金に苦しむ555万人をチャラにします。

雇用安全保障は命を守る上で最重要事項。TPP、日米FTAなどで一次産業壊滅の危機。

おりに低すぎる貿易自給率を100%目指し大改革。

農林水産産業に就けば安定した生活が送れるよう、政府が直接払い戸別に所得補償。

TPP協定、PFI法、水道法、カジノ法、漁業法、入管法、種子法、

特定秘密保護法、国家戦略特別区域法、所得税法等の一部を改正する法律、

派遣法、安全保謙連法、刑法、テロ等準罪法など。

⑤一次産業戸別所得補償

農林水産産業に就けば安定した生活が送れるよう、政府が直接払い戸別に所得補償。

⑥「トンデモ法」の見直し・廃止

TPP協定、PFI法、水道法、カジノ法、漁業法、入管法、種子法、

特定秘密保護法、国家戦略特別区域法、所得税法等の一部を改正する法律、

派遣法、安全保謙連法、刑法、テロ等準罪法など。

⑦辺野古新基地建設中止

沖縄の民意は明確。

⑧原発即時禁止・被曝させない

東電原発事故による被災者・被患者の支援の継続、拡充。

事務所 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-11-15 JL8グランエクリュ四谷1F～3F
TEL:03(6384)1974 FAX:03(6384)1975 MAIL:hagaki@reiwa-shinsengumi.com
<https://www.reiwa-shinsengumi.com> れいわ新選組 検索

略称=れいわ



比例区は働く者の一票一票をすべての働く者の票を 労働者党へ!



比例区は働く者の一票一票をすべての働く者の票を 労働者党へ!
比例区は働く者の一票一票をすべての働く者の票を 労働者党へ!

比例区は働く者の一票一票をすべての働く者の票を 労働者党へ!

比例区は働く者の一票一票をすべての働く者の票を 労働者党へ!

投票日は7月21日(日)です。

選挙区はクリーム色の投票用紙に候補者名を

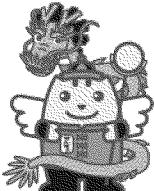
比例代表は白色の投票用紙に候補者名または政党名のいずれかを

(投票用紙を間違えないように投票しましょう。)

考える、きっかけ。

~自分のこと。家族のこと。日本のこと。~

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。



令和元年
7月21日執行参議院比例代表選出議員選挙
選挙公報長崎県選挙
管理委員会

- 景気対策** 消費税5%への減税で景気アップ
- 地方活性化** 減税と規制緩和で地元に企業を呼び戻そう
- 財政対策** 経済成長による健全財政を
- 社会保障** 「自助と支え合い」で安心の社会保障を
- 外交・防衛** 国防で、愛と自由を守れる国に



景気対策 消費税5%への減税で景気アップ

地方活性化 減税と規制緩和で地元に企業を呼び戻そう

財政対策 経済成長による健全財政を

社会保障 「自助と支え合い」で安心の社会保障を

外交・防衛 国防で、愛と自由を守れる国に

糸川りょうこ

松島ひろのり 及川幸久

略称: 幸福

比例は「**幸福**」または
候補者名
をお書きください。いのちを守り、繁栄を実現する。
幸福実現党

TEL: 06-6336-0001 東京都港区赤坂 3-16-8

この国は社会保障制度、とくに年金制度改革は待ったなしの状況にあります。維新は必要な社会保障制度の議論を真摯に行います。既存の与野党にできない具体的な施策の提案を続けます。

徹底した **規制改革で経済成長** を実現支払った分だけ **年金制度改革**きちんと受け取ることのできる **教育完全無償化**

代表 松井 一郎

比例代表候補者



むろい邦彦



藤巻健史



山口かずゆき



鈴木宗男



梅村さとし



しばた巧



空本せいき



あらき大樹



いわぶち美智子



奥田まり



くしだ久子



森口あゆみ



やながせ裕文

比例代表は「維新」または、「候補者名」をお書きください。  **日本維新の会**

日本維新の会(略称/略称)

投票日は**7月21日(日)**です。

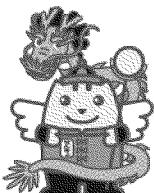
選挙区は クリーム色 の投票用紙に候補者名を

比例代表は 白 色 の投票用紙に候補者名または政党名のいずれかを
(投票用紙を間違えないように投票しましょう。)

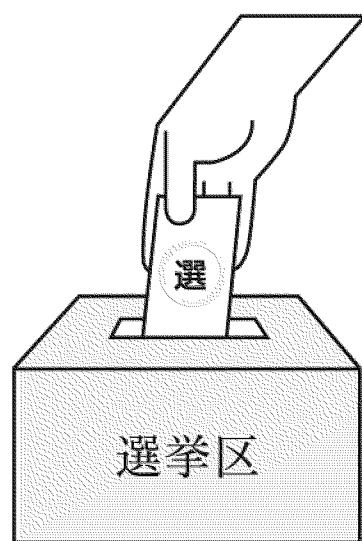
考える、きっかけ。

～ 自分のこと。家族のこと。日本のこと。～

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

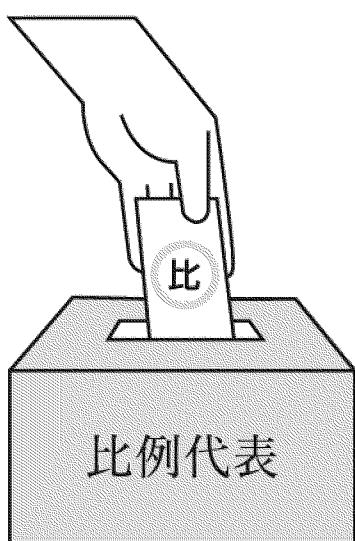


選挙区は
候補者名を書いて



クリーム色の投票用紙

比例代表は
候補者名または政党名
のいずれかを書いて
(今回の選挙から「特定枠制度」が導入されました。)



白色の投票用紙

投票用紙をまちがえないように投票しましょう。

考える、きっかけ。

～自分のこと。 家族のこと。 日本のこと。～

参議院議員通常選挙 7月21日(日)投票日

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

詳しくはこちらをご覧ください。
(長崎県選挙管理委員会のホームページ)

